

社 援 発 1 1 3 0 第 4 1 号
令 和 5 月 1 1 月 3 0 日

各

都道府県知事
指定都市長
中核市市長
関係団体の長

 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」
の一部改正について

標記「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」
(平成 20 年 3 月 28 日付社援発第 0328001 号) を別紙新旧対照表のとおり改正する。